

議案第90号

長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和2年12月1日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の公布に伴い、後期高齢者医療保険料の延滞金の特例について所要の改正を行うもの。

長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

長与町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の附則第2条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。